（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十三年三月三十一日までの間」を「当分の間」に改める。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第八号（表面）を次のように改める。

様式第八号（第二十九条関係）

